

トラクター・コンバイン・フォークリフト

などへのナンバープレートの取り付け

はお済みですか？








乗用装置のある農耕用トラクターやフォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象です。所有者は、公道走行の有無にかかわらず、市町村が交付するナンバープレートをつける必要があります。

該当する車両を取得した場合や、未申告でナンバープレートが付いていない車両を所有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

※ナンバープレートは、公道走行を許可するものではなく、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているものです。公道を走行する場合は、保安基準に適合している必要があります。

●課税対象の小型特殊自動車

	たとえばこんな車両 (乗用装置あり)			対象となる規格	税額
農耕用 作業車	 トラクター	 コンバイン	 田植え機	最高速度毎時35キロメートル未満 車体サイズの制限なし 排気量の制限なし	2,400円
稲かり機、薬剤散布車などの乗用装置のある農耕用特殊自動車					
その他 (農耕用 以外)	 フォーク・リフト		 ショベル・ローダ	最高速度毎時15キロメートル以下 長さ4.7メートル以下 幅1.7メートル以下 高さ2.8メートル以下 排気量の制限なし	5,900円
タイヤ・ローラ、ターレット式構内運搬自動車などの小型特殊自動車					

※上記の要件を満たさない車両は大型特殊自動車に該当する可能性があり、その車両を事業に使用している場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象です。

●登録申告の手続き 次のものをご準備のうえ、本庁税務課にお越しください。

- 販売証明書または譲渡証明書
- メーカー名・車体番号・排気量が分かる仕様書
(ない場合は、車体番号の石刷りや、車体番号を写した写真を印刷したもの)
- 手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）

※車体番号は固有の製造番号で、車体の下にある金属プレートやシールに記載されています。

※金光・寄島各総合支所ではお手続きできません。